

認 定 書

国 住 指 第 3488 号
令 和 3 年 3 月 11 日

ガイアパイル株式会社
代表取締役 中山 奉一 様

国土交通大臣

赤羽 一嘉



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行規則第 1 条の 3 第 1 項の表 3 の各項（基礎ぐいの許容支持力の算出方法に係る部分に限る。）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

TACP-0630

2. 認定をした構造方法等の名称

ガイアスーパーパイル工法（先端地盤：砂質地盤（礫質地盤を含む））

3. 認定をした構造方法等の内容

別添のとおり

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

指 定 書

国住指第 3488-2 号
令和 3 年 3 月 11 日

ガイアパイル株式会社
代表取締役 中山 奉一 様

国土交通大臣 赤羽 一嘉



下記の建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項の表 3 の各項（基礎ぐいの許容支持力の算出方法に係る部分に限る。）の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法について、当該各項の規定に基づき、下記のとおり確認申請書に添える図書から除かれる図書を指定する。

記

1. 認定番号

TACP-0630

2. 認定をした構造方法等の名称

ガイアスーパーパイル工法（先端地盤：砂質地盤（礫質地盤を含む））

3. 確認申請書に添える図書から除かれるものとして指定する図書

建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項の表 3 の各項の規定に基づき、同表の各項の（ろ）欄に掲げる基礎・地盤説明書のうち、基礎ぐいの許容支持力の算出方法に係る図書（平成 13 年国土交通省告示第 1113 号第 6 第一号の表に掲げる式の α 、 β 及び γ の数値の算出方法に係るものに限る。）

（注意）この指定書は、大切に保存しておいてください。



性 能 評 価 書

ガイアパイル株式会社
代表取締役 中山 奉一 様

2020 年 12 月 15 日付けで性能評価の申請を受諾した下記の件について、当法人が定めた評価基準に基づき審議した結果、建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項第一号ロ (2) の表 3 の各項に基づく認定に必要な性能を有するものと評価します。

2021 年 1 月 8 日

一般財団



建築総合試験所

理 事

宏 二



記

1. 件 名

ガイアスーパーパイル工法 (先端地盤 : 砂質地盤 (礫質地盤を含む))

2. 性能評価の区分

建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項第一号ロ (2) の表 3 の各項の認定に係る評価

3. 性能評価の内容

別添、別表の通り

4. 評価員名

伊藤 淳志 金子 治 中島 晃司 山崎 雅弘 下平 祐司

5. その他

本工法を用いた建築物について、確認申請書に添える図書から除くものとして、建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項第一号ロ (2) の表 3 の各項の規定に基づき、表 3 の各項の (ろ) 欄に掲げる基礎・地盤説明書のうち、基礎ぐいの許容支持力の算出方法に係る図書 (平成 13 年国土交通省告示第 1113 号第 6 第一号に規定される、基礎ぐいの許容支持力を定める際に求める長期並びに短期に生ずる力に対する地盤の許容支持力として同号の表中に掲げる式の α 、 β 及び γ の数値を定める部分) を対象とする。